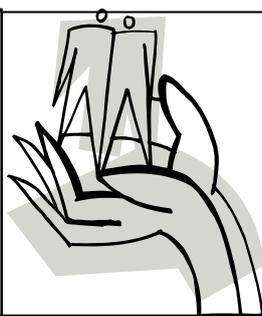


のぞみ

2021 年秋季号 (10 月 1 日発行) No. 31



NPO 法人 成年後見のぞみ会

〒178-0064

練馬区南大泉 4-29-35

代表 照山 忠利

電話 080-1700-1050

Email: info@kouken-nozomi.org

近時雑感

先ごろ、以前勤めていた会社の先輩から「笑歌」という歌集が送られてきました。笑いは免疫力を高め、脳の働きを活発化し、自律神経を安定させて血糖値や血圧を下げる効果があるクスリなのだとか。そこで世の中に笑いを提供する「笑い治療士協会」を設立し、その主たる活動として笑歌という新しい大衆文芸を普及させたいと高らかに宣言しています。



掲載されている 150 首のうちからいくつかを紹介します。「福の神俺の家にも居たけれど貧乏神と入れ替わり」、「女風呂長寿の湯には人気なし美人の湯にはトドの群れ」、「通夜の席皆んな無言で音もなし何よりつらい屁の我慢」、「三時間待った病名加齢です病院替えたら老化です」、「野鳥の会観察終わり反省会場所は何時も焼き鳥屋」。どうですか。思わず噴き出してしまいませんか。メンバーは九州出身者を中心に 12 名、高齢者が多いようですが近く第 2 集の発刊を計画中と意気軒昂です。

我が国の高齢化率（65 歳以上が総人口に占める割合）は 29.1%（3640 万人）で 2 位のイタリアを 6 ポイント近く上回っています。世界でダントツの高齢化社会の中で、現役で働く高齢者も 4 人に 1 人と頑張っています。世の中を笑いで明るくしようという笑歌の人たちもいて、この国のこれからもそう悲観したものではないかなという気がします。しかし他方では認知症高齢者がかなりの勢いで増えているのも現実です。団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年には 700 万人を超え、高齢者の 5 人に 1 人が認知症になると推定されています。

精神障害や知的障害を持つ人を加えると支援を要する人たちの数は膨大になりますが、それを支える有力な選択肢が成年後見制度です。この成年後見制度を担う人材の育成がいま急務となっている中で、厚生労働省は 22 年度から身近な「市民後見人」の養成に向けて住民参加を促す方針を打ち出しました。各自治体の取り組みにさらに拍車がかかるとみられます。私たちのぞみ会も、今まさに 4 回目となる「成年後見人講習会」を開催中ですが、これをきっちりと仕上げ、市民後見人の先駆けとしての立場から大きな社会的課題克服の一翼を担っていきたいと思います。



（理事長 照山忠利）

成年後見人講習会 前期 1 日目を実施しました

去る9月18日（土）、当会が主催している『成年後見人講習会』の前期 1 日目が実施され、無事に終了しました。前日の夜、福岡に上陸した台風 14 号の影響で関東も荒天が警戒されましたが、当日は雨足もそれほど強くならず、無事に開催を迎える事ができました。

今年で 4 回目となる講習会は昨年同様コロナ禍の中での開催となり、施設の利用人数に制限があるため参加人数を減らしての実施となりました。密にならないよう 1 つの机に一人の配置、合間に換気を行うなど感染防止の対策を十分に行いました。おかげさまで、コロナ禍の中ではありますが今年も定員に達し、ご好評をいただきました。

今年は例年よりも若い方の参加が目立ちます。ご自身が後見人になれるような方だけでなく、将来のことを考えて基本的な知識を習得しておきたい、という理由で参加された方もおられ、とても幅広い方が関心を持たれていると感じました。

さて、第 1 日目ということで、午前中には成年後見制度の基本的な仕組みなどを二つの講義に分け、当会のメンバーから説明させていただきました。午後は、区の職員の方をお招きし、介護保険制度・生活保護制度についてご説明いただきました。

<午前>

1 限目：成年後見制度の理念と概要 2 限目：法定後見と任意後見

<午後>

3 限目：高齢者対策・介護保険 4 限目：生活保護制度

各講義の終了後には多くの方からたくさんのご質問を頂き、講義内容にも関心をもって頂けたと感じました。一方、より分かりやすい構成や説明の仕方を考えなければならぬと、反省点もありました。

講義終了後のアンケートでは、『制度の概要や全体像が分かり勉強になった』といった感想を頂きました。半面、『具体例を教えてください』、『図をもっと増やしてほしい』、『合間に質問できるようにしてほしい』というご意見も頂き、次回以降の改善に役立てたいと思います。

次回は 10 月 30 日（土）に第 2 日目を実施予定です。



冒頭挨拶を述べる照山理事長



講義の様子

成年後見制度を知る手引き⑨ 法定後見申立の手続き その1

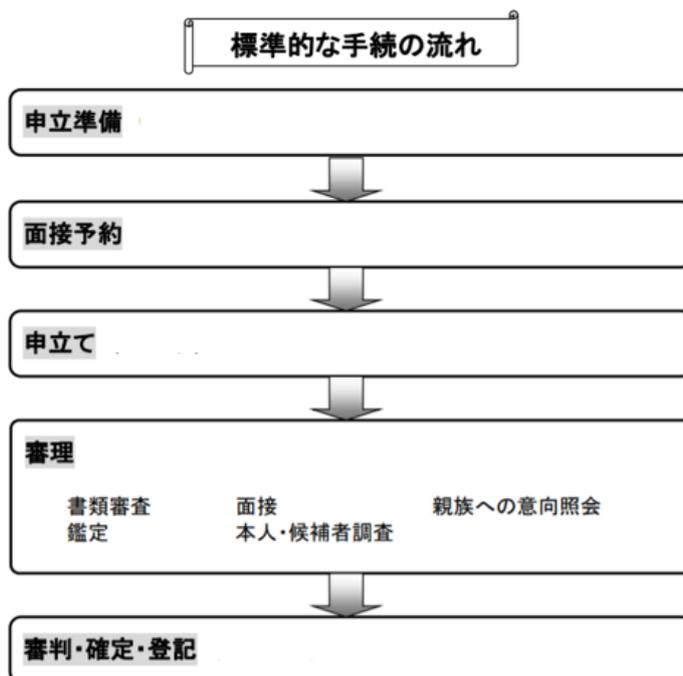
今回より、法定後見の家庭裁判所への申立て手続きについて、数回にわたり説明します。

最初に、全体の流れです。下記は、東京家裁の資料からの抜粋です。他の家裁についても、概ねこの流れとなります。詳細は、各家裁のインターネットのページ上にも申立手続きについて記載されていますのでご確認ください。

まずは、①申立てに必要な書類を準備します。必要書類の準備が整ったら、②本人（＝認知症その他により成年後見人等による支援が必要な人）の住所を管轄する家庭裁判所に、面接の予約をし、必要書類を郵送します。③面接日には、家裁で書類審査や後見人等候補者との面談等が実施され、その後、親族への意向調査、必要に応じて本人への面接、医師による鑑定等の家庭裁判所による審査が行われます。④家庭裁判所はこれらの審査を踏まえて、成年後見人等の選任の要否、成年後見人等を決定します（＝審判）。審判がでてから2週間の不服申立期間が経過すると当該審判は確定し、家庭裁判所から東京法務局に成年後見等の登記申請がなされ、登記完了後、選任された成年後見人等は活動を開始することとなります。

申立てから審判までの期間は、直近令和2年のデータによると、1か月以下が39%、1か月～2か月が31%、2か月～3か月が15%となっています。実際には、これに書類の準備期間や、審判から登記完了までの日数も加わります。皆様は、この日数を長いと感じますでしょうか、それとも短い？いずれにしろ、法定後見制度の利用を開始には数か月単位の時間を要することを、ご理解頂ければと思います。

(小川 肇)



出張講座・個別相談 ご相談ください！

成年後見制度に関する勉強会（出張講座）や個別の相談にも対応いたします。

成年後見制度って、何だか難しそう… 後見人、私の場合、いつだれに頼んだらよいの？

お問い合わせ・お申し込みは下記まで、お気軽にご連絡ください。

〒178-0064 練馬区南大泉4-29-35 成年後見のぞみ会 照山忠利
TEL080-1700-1050 Eメール info@kouken-nozomi.org

のぞみ会に参加して

顧みると、社会保障制度の変遷について、高度経済成長の終焉により様々な見直しが図られた 1980 年以降、リアルタイムで関心を持って見てきた一人です。その中でも特に 2000 年に“介護の社会化”を謳い新たに介護保険制度が導入されたこと、福祉サービスの利用が“措置から契約”へと行政が決定する仕組みから利用者が選択する仕組みへ移行したことに伴い、利用契約制度を担保する方策として「成年後見制度」と「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」が創設されたことを大きな意義を持って受止めたのを覚えています。

それから 15 年の時を経た 2016 年の春、定年退職を迎えたのを機に、趣味の歌唱（ドイツリート&オペラの合唱）を正式に学び音楽の素養を高めたいという長年の夢を叶えるため音大の音楽科に入学。音楽療法関連の実習で福祉介護医療の現場を体験するなかで、改めて“住み慣れた地域で自分らしい生活をしながら安心して老いる暮らしの有り難さと難しさ”を実感し、地域に根付いた継続的な社会貢献活動に携りたいという思いを深めるに至りました。

2020 年春、音大の卒業と同時に、東京大学大学院教育学研究科生涯学習論研究室のプロジェクト「市民後見人養成講座」に参加（2021 年 3 月修了 13 期）。併せて、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会主催の「市民後見人等養成研修」を受講。本年（2021 年）4 月、権利擁護センターほっとサポートねりまの生活支援員として、高齢や障害等で判断能力が十分でない方が地域で安心して生活するための自立支援活動のスタート台に立ち、走り始めたところです。

そして、このたび NPO 法人成年後見のぞみ会に入会させていただきました。きっかけは 2 月 20 日に開催された講演会で手にした“のぞみ会”のチラシで、「親族でも専門職でもない“ふつうの市民として”『市民後見人』をめざし、地域社会に伝えていくよう努力していきます」と書かれた言葉に力をいただくとともに、会の姿勢に強く惹かれたことによります。今後は、「成年後見制度」の普及活動に携りながら、様々な活動を通じて、意思決定支援の経験を積み、権利擁護の活動に繋がっていきたいと考えています。御指導の程どうぞ宜しくお願い申し上げます。

（永井薫）

ホームページをご覧ください

当会のホームページでは、活動内容や会報誌のバックナンバー等を掲載しておりますので、ぜひ一度ご覧ください。

◆ホームページのアドレス

<http://www.kouken-nozomi.org/>

スマホでも
見られます

